

令和4年 第6回定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

令和4年6月28日（火）

午後2時50分～午後4時00分

小値賀町役場 3階第一会議室

小値賀町農業委員会

令和4年 第6回定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和4年6月28日（火） 午後2時50分～午後4時00分

2. 開催場所：小値賀町役場 3階第一会議室

3. 出席委員：（14人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 2番 松本 充司

委員 3番 川久保 和幸 4番 大田 廣 5番 入口 政隆
6番 伊藤 紀明 7番 北野 和信 8番 福田 精二
9番 岡野 耕藏 10番 宮崎 幸二 11番 山田 定稔
12番 小高 陽子 13番 土川 浩子 14番 迎 広子

（推進委員：4人） 15番 川村 泰二 16番 西山 登喜雄 17番 藤永 一幸 18番 松本 兼次

4. 欠席委員： なし

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 11番 山田 定稔 委員 12番 小高 陽子 委員

第2 報告第4号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について

第3 議案第14号 利用状況調査に係る農地・非農地の判断について（班島地区）

第4 議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
令和4年度第1回農用地利用集積計画（案）について

第5 議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく
令和4年度第1回農用地利用配分計画（案）について

第6 議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について

第7 その他

- ・次回農地・非農地判断（納島地区）について
- ・農地パトロールの実施について
- ・活動記録セットの更新について
- ・最適化活動に係る目標の設定について
- ・次回総会の日程について
- ・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 北村 仁

7. 議事参与制限 議案第16号 松本委員・川久保委員・伊藤委員・川村推進委員

8. 会議の概要

北村局長： みなさん、こんにちは。
定刻となりましたので、ただいまより、令和4年6月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。
毎回のことではございますが、議事に入ります前に、委員の皆さまにお願いがございます。議事録の作成ために録音しておりますので、会議中どなたかが発言している際には、極力お静かにお願いいたします。
本日は全員出席ですので総会は成立しております。
それでは、会長より挨拶をお願いします。

松山会長： みなさん、こんにちは。
暑い中、現場確認お疲れさまでした。今日のお昼のニュースでは、九州も梅雨明けしたのではないかということで、一段と暑くなってくるようですので、熱中症に気を付けてお過ごしいただきたいと思います。
それでは早速ですが、始めたいと思います。
日程第1 会議録署名委員の指名について を議題とします。
私に一任できますでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。
それでは、指名いたします。11番 山田 定稔 委員、12番 小高 陽子 委員
をお願いします。
続きまして、日程第2 報告第4号「農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について」を議題とします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは報告第4号の説明をします。農地法第18条第6項の規程に基づく賃貸借権設定の合意解約がありましたので、その報告となります。
今回の合意解約の件数は9件で、田圃が9筆、畑が14筆の計23筆、合計面積41,022㎡になります。農地の所在・地目・面積及び貸借人等については、資料のとおりですので説明は割愛させていただきます。
解約の理由ですが、1番から11番の農地につきましては、貸出人と借受人の間で、農地法第3条または基盤強化法により貸借契約していたものを、農地中間管理事業に乗り換えるということで、今回、合意解約となっており、この後の議案で農用地利用集積および配分計画が上がってきます。
12番の農地につきましては、中間管理事業の配分計画の解約ですが、この後の議案で、別の農家に集約化を目的として再配分するための合意解約となっております。
13番から22番の農地につきましても、中間管理事業の配分計画の解約ですが、こ

ちらは次回の農用地利用配分計画で、別の担い手農家に集約化を目的として再配分するための合意解約となっております。

23番の農地につきましては、中間管理事業の集積計画の解約で、当該農地は民家に隣接しており、耕起する際に周辺民家に対する土ぼこり等の被害防除が困難との理由で、昨年11月の総会で配分計画の解約を報告したのち中間保有状態になっていましたが、今回、集積計画も解約し農地中間管理事業の対象から外れることとなります。

以上で、報告第4号について説明を終わります。

松山会長： ただいま、事務局より説明がありましたが、皆様からご質問はございませんか。

(特になし)

それでは、報告第4号についてはよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第3 議案第14号「利用状況調査に係る農地・非農地の判断について(班島地区)」を議題とします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第14号の説明をします。利用状況調査に係る農地・非農地の判断について、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

前回の総会で事前に地図で確認していただき、先ほど現場確認をしていただいた、班島郷一円の27筆、総面積11,875㎡の荒廃農地について判断していただくこととなります。詳細は2枚目以降の対象地リストのとおりとなります。現況も見ていただいた通りですし、議案に記載しています【農地・非農地の判断基準】に基づいて判断していただければと思います。

(小字ごとに電子黒板で確認)

以上で議案第14号についての説明を終わります。

松山会長： ただいま、事務局より説明がありましたが、皆様からご質問はございませんか。

(特になし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： はい。ありがとうございます。それでは許可することにいたします。

続きまして、日程第4 議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく令和4年度第1回農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

続きまして、日程第4 「その他について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第15号の説明をします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく令和4年度第1回農用地利用集積計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

集積計画案の詳細は別添のとおりで、農地中間管理事業による集積となります。まず、集積計画書（案）の表紙をめくりまして、利用権別の明細集計表があります。内訳としましては、賃貸借による権利の集積期間10年以上で田圃が1筆2,167㎡、畑が3筆8,018㎡、使用貸借による権利の集積期間10年以上で、田圃が48筆54,060㎡、畑が31筆43,794㎡となり、今回の集積計画の合計は、83筆108,039㎡となります。

次に、集計表をめくっていただくと各筆明細書がありますので、詳細の説明につきましては割愛させていただきます。なお、参考としてこの後の議案第16号で出てきます配分計画の受け手となる方の氏名を備考欄に記載しております。

また、最後のページの一番下から5筆分は、整理番号を「再設定R4-1～5」と番号を振り付けておりますが、1番目の農地は3月の総会で報告第3号として出ておりました別の担い手農家への集約化ならびに契約内容変更のための再設定分となります。

2番目の農地につきましては、受け手が見つからないことから平成30年2月に集積計画まで解約しておりましたが、新たな担い手農家に集約化することになったことから再設定となります。

残り3筆分につきましては、当初の契約期間が5年間でしたので、期間満了となり、その更新のための再設定となります。

貸付期間については、令和4年8月10日から令和14年8月9日までの10年間となっています。

以上で議案第15号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： 許可することにいたします。

続きまして、日程第5 議案第16号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和4年度第1回農用地利用配分計画(案)について」を議題とします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： 議案第16号につきましては、松本委員・川久保委員・伊藤委員・川村推進委員は議事参与制限により議事に参与できませんので、退席をお願いします。

<松本委員・川久保委員・伊藤委員・川村推進委員 退席>

それでは議案第16号の説明をします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく 令和4年度第1回農用地利用配分計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

配分計画案の詳細は、別紙の一覧表のとおりで、表の左側に集積計画の内容を記載し、右側6列分にそれに対する配分計画の内容を記載しており、筆数総計84筆108,845㎡の計画となります。

まず、リストの3枚目の下から2行目の83番の農地につきましては再配分の利用権設定ですので、集積計画の審議はありません。報告第4号にありました合意解約により、別の農家に集約化を目的として再配分することになります。配分計画の始期は、令和4年8月10日からですが、再配分ですので終期は当初の集積計画の終期となり、令和9年10月9日までの5年間となっております。

それ以外の農地につきましては、先程の議案第15号の集積計画の内容とすべて合致し、配分計画の始期もすべて令和4年8月10日からで、終期が令和14年8月9日までの10年間の契約期間となっております。

それぞれの詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第16号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： 許可することにいたします。

<退席委員 入室>

続きまして、日程第6 議案第17号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について」を議題とします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第17号の説明をします。農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

農地の所在 柳郷字東永田〇〇〇番〇、地目 畑、面積 862 m² 外 18 筆で、譲渡人は柳東地区の●●●●さん●●歳で、譲受人は同じく柳東地区の▲▲▲▲さん▲▲歳です。▲▲▲▲さんの譲受前の耕作面積は0 m²で譲受面積が14,417 m²であり譲受後の耕作面積は14,417 m²となります。譲渡・譲受の理由は、父から子への生前一括贈与です。

譲受人の▲▲▲▲さんは●●●●さんのご長男で、平成25年にUターンしご両親の畜産業を手伝われておりましたが、この度正式に継承されることになったそうです。下限面積も十分にクリアしており、農地法第3条第2項各号の規定には抵触しないと判断され、事務局としては許可相当かと思われます。

(電子黒板で位置の説明)

以上で議案第17号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： 許可することにいたします。

続きまして、日程第7 その他について を議題とします。

事務局よりお願いします。

北村局長：

【農地・非農地判断計画について説明】

納島地区地図事前確認

- ① 農地パトロールの結果を使用
- ② 航空写真を参考に黄色判定を精査して非農地判断対象農地を追加および削除
- ③ 農業者年金経営移譲対象農地の確認

【農地パトロールの実施について説明】

(テキスト② P23 で制度内容の説明)

ひな型に目標数値等を記載して内容を検討していただく予定。

【活動記録セットの更新について説明】

【研修旅行の視察先の希望について説明】

【次回改選時の定数見直しについて説明】

事務局からは以上です。

松山会長：

皆さまから、なにかありませんか。

(特になし)

無いようでしたら次回総会の日程を決めたいと思います。26日(火)はいかがでしょうか。

全員：

はい。

松山会長：

ほかに、皆さまから何かございませんか。

何もないようでしたら、これで総会を終わります。

ありがとうございました。